

第3回定例総会 令和8年8月28日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、8月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 また、相続届出1件、賃貸借合意解約12件、使用貸借合意解約1件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和8年度第3回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

会 長 本日は、農業委員16名、推進委員16名、合計32名の出席であります。

本日の議案件数であります、5件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。9番委員、25番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第7号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第7号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページのとおりの申請件数は1件であります。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 今回は17番委員と私（2番委員）が会長の命を受けまして、8月17日午前9時10分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、椎原事務局長同行のもと、農地法第4条1件、農地法第5条2件、非農地証明2件の現地調査を行いました。なお、非農地証明には、31番委員、7番委員にも同行していただきました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

では、農地法第4条の1番について説明します。申請地は妻地区〇〇集落で、〇〇から東に隣接する農地になります。先月の総会でも議審議いただきまし

たが、申請人の〇〇さんが一般個人住宅を建設するための転用申請です。周囲は東側は宅地、西側は農地、南側は農地、北側は農地です。雨水は東側の排水路から排水します。生活排水については東側の下水道に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、ブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者への説明もなされております。この申請地は都市計画地域内の用途地域内にあり、第3種農地となります。申請地の周囲については、先月の調査では、植栽の形跡が確認できなかったのですが、今回の調査では、栗を植えるために整地がされており、新たに住宅地として利用はしないとのことでした。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまの御審議をよろしく願います。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 先月の総会で継続審議となった案件であります。申請人からは、農地利用の顛末及び利用計画書の提出があり、栗を植える計画とのことでした。また、現地は客土をしており、栗を植える準備が確認できました。申請人からは今後、栗を植えて栽培していくとの発言がありました。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書2ペ

ージのとおり申請件数は2件であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

17 番 1番について説明します。申請地は穂北地区〇〇集落で、〇〇から南東へ約1kmのところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、進入路及び資材置場用地にするために申請されたものです。周囲は東側は農地、西側は山林、南側は市道、北側は山林となっています。雨水は南側にある市道側溝により処理します。また、事業に関する排水はありません。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、進入路造成時の切土を用いて盛土をすることで影響を防ぎます。土地の周辺関係者等への説明もされ、同意を得ているとのこと。また、農地のつながりが10ヘクタール未満の第2種農地です。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は、〇〇円です。また、申請地に埋設されている畑かんに影響がないようにするために盛土をします。そのため、進入路の勾配が急になるので、雨水対策として南側の市道側溝を大きいサイズに替えるとのこと。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

2 番 2番について説明します。申請地は都於郡地区〇〇集落で、〇〇から北へ約

50m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。この申請地には砂利が敷かれていますので、始末書が添付されています。周囲は東側は農地、西側は市道、南側は農地、北側は宅地となっています。雨水は敷地内の溜枳から市道側溝に排水します。生活用水は設置する合併浄化槽で処理後、市道側溝に排水します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、特に懸念されるところは見受けられませんでした。土地の周辺関係者等への説明もされているとのこと。この申請地は農地のつながりが10ヘクタール未満の第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は、〇〇円です。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書3ページから4ページのとおり申請件数は5件であります。

なお、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断

した場合の妥当性、周辺農家への影響度等、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10 アールあたりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 1 番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、同じ集落の法人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南へ約 400m のところにある農地です。受人は〇〇集落でピーマンやナスを全体で 20 アール作付けしています。現地にはピーマンを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 2 台、田植え機 1 台、コンバイン 1 台、管理機 1 台、軽トラック 2 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 受人の株式会社〇〇は農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として令和 6 年に認定農家となっております。また、売買価格は総額〇〇円、10 アールあたり〇〇円です。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

2 番 作付面積が 20 アールとのことですが、20 アールですか。

事務局 法人としての作付面積であり、親や個人の作付面積が別にあります。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に２番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 ２番を説明します。先ほどの１番と同じですが、穂北地区〇〇集落の渡人から、同じ集落の法人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南へ約４００ｍのところにある農地です。受人は〇〇集落でピーマンやナスを全体で２０アール作付けしています。現地にはピーマンを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター２台、田植え機１台、コンバイン１台、管理機１台、軽トラック２台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇円、１０アールあたり〇〇円です。

議長 説明がありました２番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

２ 番 この申請地は、ハウスを建設中のところですか。

25 番 そうです。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に３番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

Ⅱ 番 ３番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、後継者の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ点在する農地です。受人は〇〇集落で水稻、ハウスピーマンを全体で 100 アール作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 1 台、軽トラック 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に４番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

Ⅰ 番 ４番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇集落の受人へのあっせんによる所有権移転となります。申請地は〇〇から北東へ約 700m のところにある農地です。受人は〇〇集落でマンゴーを 73 アール、水稻を 202 アール作付けしています。現地にはマンゴーが作付けされており、農地として利用されていることを確認しています。農機具はトラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、軽トラック 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃

っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。

皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇円、10 アールあたり〇〇円です。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 5番を説明します。宮崎市の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇集落から西へ下った迫田のところにある農地です。受人は〇〇集落でハウスニラ、露地ニラ、水稻を全体で100アール作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター2台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラック2台、管理機1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額約〇〇円、10 アールあたり〇〇円です。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 10 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 10 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書 5 ページのとおり 1 件であります。

議 長 説明のありました 1 件の議案について、審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に賃貸借権設定分として議案書 6 ページから 42 ページのとおり 55 件で
あります。

議 長 説明のありました 55 件の議案のうち、申請番号 1 番は〇〇委員が受人に関する案件、申請番号 52 番は〇〇の役員である〇〇委員が受人に関する案件でありますので、1 番と 52 番を除く 53 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

2 番 3 番の 10 アールあたりの対価等が高いと思うのですが、なぜですか。

事務局 機械設備のあるハウス付農地の賃貸借契約となっています。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 1 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 次に、申請番号 52 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、52 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 議案第 11 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 11 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 43 ページのとおり 2 件であります。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

31 番 1 番を説明します。申請地は穂北地区〇〇集落で〇〇から西へ約 600m のところにある農地です。申請人が所有する農地ですが、10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、

農用地区域内の土地でなく、公共投資の対象となった農地内でなく、優良農地でもないことから非農地判断事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 次に2番について地元委員の説明を求めます。

7 番 2番を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇から東及び西へそれぞれ約300mのところにある農地です。申請人が所有する農地ですが、10年以上耕作されておらず、山林化しており、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であります。また、農用地区域内の土地でなく、公共投資の対象となった農地内でなく、優良農地でもないことから非農地判断事由5に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

—————協 議 会—————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 3 7 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

9 番 _____

25 番 _____